

## 地方公務員制度改革について(概要)

### I 自律的労使関係制度の措置

- ① 一般職の地方公務員（団結権を制限される職員等を除く。）に協約締結権を付与することとする。
- ② 協約締結権の付与に伴い、勤務条件に関する人事委員会勧告制度を廃止する。
- ③ 住民への説明責任を果たし、住民の理解を得る観点から、人事委員会が民間の給与等の実態を調査・把握する。
- ④ 消防職員について、団結権を付与し、当局と交渉ができるることとする。（協約締結権は付与しない。現在の非現業一般職員並み）

#### <施行日>

- ①～③：3年6月を超えない範囲内において政令で定める日  
④ : ①～③の施行日から3年を経過した日

### II 能力及び実績に基づく人事管理

- 人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る。（平成19年法案と同様の内容）

#### <施行日>

2年を超えない範囲内において政令で定める日

### III 退職管理の適正の確保

- 退職職員による現職職員への働きかけに対する規制の導入等により退職管理の適正の確保を図る。（平成19年法案と同様の内容）

#### <施行日>

2年を超えない範囲内において政令で定める日